

## 処理料金

下記単価は公表基準単価であり、廃棄物の性状及び荷姿により異なりますので都度見積をいたします。  
(2026年4月1日より適用)

※色付きの品目は契約時又は受入前までに分析結果必須となります。分析項目等は別添資料をご確認ください。

No	廃棄物名	単位	処理料金(円)	備考
1	燃え殻	t	40,000	火事により発生したものは不可
2	汚泥	t	30,000	無機汚泥、含水率85%以下のものに限る
3	廃プラスチック類	t	70,000	※数量要相談（おおむね15cm以下のものに限る）
4	〃（塗膜片、塗料カス）	t	50,000	プラスト材等が混合してないもの
5	〃（スタイロフォーム、ポリウレタン等）	m3	60,000	※現在受入れしておりません（石綿含有は可）
6	木くず	t	50,000	※現在受入れしておりません
7	ゴムくず	t	50,000	天然ゴムくずのみ（おおむね15cm以下のものに限る）
8	金属くず	t	30,000	中間処理ができないもの
9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	t	30,000	ガラスくず、鏡、ケイカル板等
10	〃（廃石膏ボード）	t	65,000	※現在新規受入れしておりません（石綿含有は可）
11	〃（グラスウール、ロックウール等）	m3	60,000	※現在受入れしておりません（石綿含有は可）
12	鉱さい	t	30,000	鋳物砂、炉材等
13	鉱さい（サンドブラスト）	t	30,000	塗料カスを含むもの
14	ばいじん	t	50,000	※数量要相談
15	がれき類（工作物の新築、改築又は解体に伴うもの）	t	30,000	フレキ、スレート、耐火レンガ、ALC板、サイディング、モルタル等
16	廃油（廃アスファルト防水）※アスファルト殻含む	t	35,000	RC造解体に伴う防水層・屋上防水材等
17	廃油（廃ルーフィング）	t	60,000	木造建築の防湿防水材・黒紙
18	建設混合廃棄物（土砂系）	t	30,000～	都度見積り
19	建設混合廃棄物（廃プラ系）	t/m <sup>3</sup>	40,000～	都度見積り
20	その他混合廃棄物	t/m <sup>3</sup>	30,000～	都度見積り
21	石綿含有廃棄物（廃プラ、ガ陶くず、がれき類他）	m3	80,000	Lv3アスベスト建材（廃石膏ボード可）
22	産業廃棄物を処分するために処理したもの	t/m <sup>3</sup>	—	都度見積り
23	塵石綿	—	—	※現在受入れしておりません
24	廃太陽光パネル（混合廃棄物）	t	150,000	未破碎に限る、製品カタログ等必須
25	建設発生土受入れ（第1, 2, 3種）	t/台	—	※要相談

## 《特記事項》

- 受入時間：夏季（5月～11月）；8:00～17:00 / 土曜日；8:00～12:00（会社指定土曜日はお休み）  
冬季（12月～4月）；8:30～16:45 / 土曜日；全休  
※12:00～13:00は昼休みの為、受入れ・荷降ろしはできません。
- 日曜、祝日、会社が別途定める日はお休みとなります。（当社HP内の年間カレンダー参照）
- 国道から弊社処分場までの進入路（市道）には速度制限がございます。
- 上記処理料金に消費税、循環資源利用促進税（1,000円/t）は含まれておりません。
- 0.1t又は0.1m<sup>3</sup>未満の処分料については、0.1t又は0.1m<sup>3</sup>の料金となります。
- ただし循環利用促進税は最低取引量に係らず、計量値により請求させていただきます。（最低10kgです）
- ご契約のない品目の受入れは受入不可となります。（契約書本書への追記、訂正等を事前に済ませ弊社までご連絡ください。）
- 石綿含有廃棄物の搬入荷姿は飛散することがないよう必ず2重梱包とする。  
※2重梱包でも袋や梱包材が破損し、飛散性が高い場合は受入れ不可となります。  
※塵石綿（特別管理産業廃棄物）に使用する黄色い袋で梱包されている場合は、受入れ不可となります。
- 混合廃棄物については、性状及び荷姿や混合割合を加味して都度見積もりいたします。
- 産廃・建廃に関するお問合せ、契約等は全て下記にご連絡ください。（厚別区の本社では問い合わせ、契約締結はできません。）

## 株式会社 協和环境サービス江別事業所

住所：北海道江別市江別太463番地  
TEL：011-382-4646  
FAX：011-391-2482  
Mail：kyowa@taiyou-kk.co.jp  
担当：高橋

## 産業廃棄物埋立処分に係る判定基準

参照：金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令

別表第一・第五・第六（産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準・特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準）

分析項目	対象品目	汚泥	燃え殻	ばいじん	鉱さい	鉱さい	廃プラスチック類	
		※含水率85%以下				(サンドブラスト)	(塗膜・塗料カス等)	
溶出量	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	—	—	
	水銀又はその化合物	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	—	—	
	カドミウム又はその化合物	0.09mg/L以下	0.09mg/L以下	0.09mg/L以下	0.09mg/L以下	—	—	
	鉛又はその化合物	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	
	有機りん化合物	1mg/L以下	—	—	—	—	—	
	六価クロム化合物	1.5mg/L以下	1.5mg/L以下	1.5mg/L以下	1.5mg/L以下	1.5mg/L以下	1.5mg/L以下	
	砒素又はその化合物	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	—	—	
	シアン化合物	1mg/L以下	—	—	—	—	—	
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003mg/L以下	—	—	—	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	
	トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	—	—	—	—	—	
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	—	—	—	—	—	
	ジクロロメタン	0.2mg/L以下	—	—	—	—	—	
	四塩化炭素	0.02mg/L以下	—	—	—	—	—	
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	—	—	—	—	—	
	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	—	—	—	—	—	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	—	—	—	—	—	
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	—	—	—	—	—	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	—	—	—	—	—	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	—	—	—	—	—	
	チウラム	0.06mg/L以下	—	—	—	—	—	
	シマジン	0.03mg/L以下	—	—	—	—	—	
	チオベンカルブ	0.2mg/L以下	—	—	—	—	—	
	ベンゼン	0.1mg/L以下	—	—	—	—	—	
	セレン又はその化合物	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	—	—
	1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	—	—
	含有量	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g以下	3ng-TEQ/g以下	3ng-TEQ/g以下	—	—	—

※汚泥は無機汚泥、含水率85%以下のものに限る。

※塗膜片やサンドブラストにおいてPCBが含まれていないと判断されている場合は、その旨が記載されている資料等を提出していただきます。

※決められた同一工場から発生する廃棄物は、原材料や使用材料等の変更がなく廃棄物の性状及び成分も不変だと判断される場合に限り、分析結果提出は都度ではなく、5年に1回の提出とする。（廃棄物データシート（WDS）を契約毎に提出することが条件。）

ただし、PRTR対象事業者（第一種指定化学物質等取扱事業者）から排出される廃棄物については、契約ごとに提出を求めます。